

○東根市環境基本条例
平成12年12月22日条例第41号
東根市環境基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
 - 第2章 環境の保全に関する基本方針等（第7条・第8条）
 - 第3章 環境の保全に関する施策等（第9条—第20条）
 - 第4章 環境審議会（第21条・第22条）
 - 第5章 補則（第23条）
- 附則

前文

私たちのまち東根市は、東には奥羽山脈を擁し、そのすそ野に広がる乱川扇状地に拓けた肥よくな大地のなかで、豊かな緑と水に囲まれ、美しい自然に恵まれております。そして、人と自然がふれあいを保ち共存することにより、先人たちの努力のたまものとして、長い歴史の中で文化と伝統を育み、今日まで着実に発展を続けてきました。しかし、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会活動により身近な生活環境はもとより、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の問題が生じており、人類の生存基盤である地球環境にまで大きく影響を与えております。私たちは、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を築くため、市、市民及び事業者等がともに協力し、人と自然が調和・共生できる良好な環境の保全と創造と管理を行っていく必要があります。私たちは、健康で文化的な生活を確保し、快適な環境と循環型社会の形成をめざし、自然を愛し環境をととのえ美しいまちを将来の世代に継承していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全（創造及び管理を含む。以下同じ。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、将来の世代に継承していくための環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるもの、又はおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 土地利用、人口等の社会環境及び植物、動物等の自然環境との調和によって生じる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（良好な環境の保全）

第3条 良好な環境の保全は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが、市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであり、人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然が共生できるように適切に行うこと。
- (2) 人類の存続の基盤であり、環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることを、市民共通の認識とし、良好な状態で将来にわたって維持されるように適切に行うこと。
- (3) 市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減し、自主的積極的に行うこと。
- (4) 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、循環型社会を構築するために大気、水、土壌その他の環境を良好な状態に保持すること。
- (5) 地球環境保全は、人類の共通の課題であるとともに、私たちの生活が生産・流通・消費等などと密接な関わりをもつことから、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、物の製造、加工又は販売等を行うものとする。

- (1) 事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じること。
- (2) 製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するように努めること。
- (4) 製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理に努めること。
- (5) 事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用等、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たって、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (4) 自然と調和した潤いと安らぎのある良好な都市景観を形成するとともに、文化財、歴史的建造物その他の環境の文化的構成要素の保全及び活用を図り、快適な生活環境を創造すること。
- (5) 人と自然が豊かにふれあい、共生することができる環境を確保すること。
- (6) 廃棄物の発生抑制及び適正な処理並びに再生資源の利用、廃熱の有効利用等による資源の循環的利用を促進し、環境への負荷を少なくすること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）並びに次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境保全に関する長期的な目標
 - (2) 地球の保全に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ東根市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたとき及び変更したときは、すみやかにこれを公表するものとする。

第3章 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 公害の原因となる行為
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(環境の保全に関する施設の整備等)

第11条 市は、公共的施設その他の環境の保全を図るための施設を整備するとともに事業者及び民間団体によるこれらの施設の整備が推進されるように、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、前項に定める施設の適切な利用を促進するための措置その他これらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が推進されるように、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施にあたっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

(環境美化の推進)

第13条 市は、地域の良好な環境を保全するため、ごみの投棄、散乱の防止等について努めるものとする。

(調査等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、測定等の体制を整備するものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講じるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者及び民間団体（以下「市民等」という。）が、自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じるものとする。

(地球環境保全の推進)

第17条 市は、市民等がそれぞれの役割に応じ、かつ、相互に連携して、地球環境保全に資するために、必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進のため、環境の状況及び環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第19条 市は、市民等の意見を環境の保全に関する施策に適正に反映させるために、必要な措置を講じるものとする。

(公表)

第20条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策について、公表するものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、東根市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項等)

第22条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全に関し市長に意見を述べることができる。

第5章 補則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。